

建築士受験資格のための大学院インターンシップについて

1. 背景

建築士法の改正により、建築士の資質・能力の向上を目的に建築士試験が大幅に見直された。受験資格のうち、学歴要件は従来の学科認定から科目認定に変わり、実務経験要件は、設計・施工監理に必要な知識・能力を得られる実務に限定された。中でも建築教育界に不安等を与えているのが、大学院教育への実務実習（インターンシップ）の導入であります。これまでの大学院修了者に付与された実務経験2年の認定は廃止され、大学院を出ても、インターンシップと関連科目の履修がなければ実務経験とは認められなくなった。

大学院のインターンシップは、学生を建築士事務所や建築施工会社などに出向かせ実務訓練を積ませる学外インターンシップと、学内で行われる実践的な建築設計スタジオ形式などの科目を履修させる学内インターンシップに分類される。ただ学内インターンシップでも設計・工事監理などの実務経験を持つ建築士の外部講師や学内教員を確保する必要があります。産学が連携して実施体制を整えることが不可欠であります。

そこで、建築系の教育機関で構成する全国建築系大学教育連絡協議会は昨年7月、産学連携の枠組みを立ち上げようと職能団体に呼びかけ、今年の6月に「産学連携建築教育連絡会議」を開き、国土交通省もオブザーバーとして加わり、産学官の話し合いを行いました。

こうした中、東海地区では各種団体等が協議し、「東海方式」と呼ぶ独自のインターンシップ実施体制を構築しています。

インターンシップによる実務経験要件は、今年の4月に大学院に入学した学生から適用される。大学院の履修届はほぼ終わっており、インターンシップを希望する学生の人数や専門分野が判明されてきています。

そこで、神奈川県としては、本年5月より建築関係団体と打合せを行い、また、県内の建築系大学院にアンケートを行い、協議を行っているところでありますが、建築関係団体からインターンシップ（実務実習）実施の協力をお願いし、幅広い受け皿づくりを行う、「神奈川方式」を検討しております。

建築士受験資格の要件は、大学院生にとっても切実な問題であることから各種団体等がインターンシップ実施することにより、近い将来優秀な人材の発掘や活用等に役立つと思いますので、できるだけご協力をお願いいたします。

2. 実施にあたって（参考）

○ インターンシップの受入先

日本建築士会連合会（以下、「連合会」という）に、インターンシップの実施に協力する建築士事務所、建築施工会社等（以下、「受入先」という）として登録し、大学等に提示する事務所。（以下、「受入先」という）

○ 実施時期及び期間

連合会の実施要領に基づき、インターンシップを希望する大学と「受入先」との協議により定める。

インターンシップは、原則として、一定期間継続実施するものとする。2週間／実働60時間を最小期間とし、双方の協議により、更に延長できるものとする。

○ 付与する単位

大学は、連合会の実施要領に基づくインターンシップ修了者には、前項の最小期間にあつては、2単位を、その後の追加については、1週間／実働30時間毎に1単位を付与するものとする。

○ 「受入先」で行う事項

（「受入先」の受入承諾および指導・評価）

①インターンシップ「指導担当者」は、建築士とし、インターンシップ期間中の研修生の学習内容について指導するとともに、期間中および期間終了時における研修生の評価について協力する。

②インターンシップ「指導担当者」は、原則として「インターンシップ実施計画表」に基づいて研修期間中の指導を行い、研修終了後に指導結果を「インターンシップ評価票」にまとめ、大学事務局に郵送する。

○ 契約・その他

①「受入先」の守秘義務や著作権保全、保険等に関しては、事前に大学と協議し、別途契約を締結する。

②連合会の実施要領に記載されている事項以外に大学、「受入先」、学生間で必要となる事項については、必要に応じて設定することができる。